



春季全国火災予防運動 2月28日～3月13日

昭和44年春季火災予防運動は、全国一せいに2月28日より3月13日まで実施される。

火災は年々増加の傾向にあり、とくに火災における死亡事故が激増、全国では昨年度138人の焼死者を出している。

大阪府においても昨年度は4868件の火災が発生し（前年度比10.5%増）、火災による死者は110人（前年度比50.6%増）と記録的な増加を示し、又林野火災も多く林野焼失面積が24,495アール（前年度比54.0%増）もあった。

このような実状のもとに、火災シーズンを迎える。消防庁、大阪府、並びに市町村消防機関では(1)旅館、ホテルにおける避難設備の整備と宿泊者に対する避難経路の案内、(2)林火災の防止、(3)就寝、外出時の火の元点検を重点目標に火災予防運動の推進、協力を一般市民によびかけている。

又、運動期間前半は、各交通機関と協力し車両防火を重点的に実施する。

大阪市では消防展など

- 大阪市消防局の期間中のおもな行事をひろってみると。
- 2月28日 電気火災パネルコンクール（毎日文化ホール）
 - 3月1日～15日 春の消防展（日産ギャラリー）
 - 3月4日 南海なんば駅消防訓練、大阪港内危険物荷役船一斉取締
 - 3月5日 防火管理講演会（毎日ホール）

第182号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮 周策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717. 5910
定価 1部 20円

- 3月6日 日交プロパンガス基地訓練、全市一せい危険物タンクローリー取締
- 3月8日 新北町コーポ消防訓練
- 3月10日 大国ゼロ地区防火のつどい

防火タバコ発売 日本専売公社では、予防運動期間中、防火PRタバコ「ハイライト」を20億本、全国で発売する。これは消防庁の要請にもとづき「ハイライト」の封かん紙に、タバコの投げ捨て防止に関する標語を印刷して愛煙家に火災予防をよびかけるものである。

43年度大阪府第4回主任者試験

受験者4309名 合格発表は3月7日

大阪府では昭和43年度危険物取扱主任者試験（乙種第4類）を2月23日（日）、近畿大学で実施した。

受験申請は次のとおりで、合格者の発表は3月7日（金）大阪府並に市町村消防署で番号掲示により行われる。又合格者本人には郵便で通知される。

受験申請者数	4309名
欠席者数	237名
実受験者数	4072名

試験に先立ち府連合会では、府民生部、大阪市消防局、並びに府下各市消防本部後援のもと、受験準備講習を延8回にわたり、大阪府厚生会館、堺市民会館、茨木市役所講堂で開催した。受講者は2600名を超えて、各会場共満員となり、とくに今回はどの会場でも欠席者が少く、受講態度も良好で、受講生の合格率が平均より可成り上廻るものと期待される。

次回は5月頃

大阪府における次の取扱主任者試験は5月頃実施される予定で、種目は乙種第1類～第6類の全類とみられる。

相次ぐ旅館ホテル火災に 関係行政機関積極的に動く

昭和43年11月2日未明、兵庫県有馬温泉で発生した旅館火災は、死者30名、負傷者44名をだす大惨事となった。

世論もあり政府では早急な善後策に迫られ、旅館ホテルの防火安全対策について消防庁が中心になり、文部、厚生、運輸、労働及び建設の各省によりかけ『旅館ホテル防火安全対策連絡協議会』を構成し、今後相互連絡を密にしてこの種災害の防止に万全を期すことになった。

すなわち防火安全について①関係機関が登録、指定する際に消防機関の意見をきく。②旅館業法による許可に際し消防法令による消防用設備等設置を確認する。③消防用設備の改善についての融資を指導する。④査察に際しては関係行政機関の連絡を密にする。⑤消防法令違反者に対しての命令措置を強化する。等の内容について協議、了解された。

旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における 協議了解事項。

1 防火安全に関する意見書等の交付

旅館ホテルの防火安全性を確保するため、関係行政機関等が登録又は指定を行なう際に、消防機関の意見をきくものとすること。

その方法は、登録等の申請の際に消防長（消防本部を置かない市町村においては市町村長。以下同じ。）又は消防署長の意見書等を添付させることとすること。

(1) 国際観光ホテル整備法の登録申請等国際観光ホテル整備法に定めるホテル業又は旅館業の登録を申請する者は、当該ホテル又は旅館が消防法令に適合している旨の消防長又は消防署長の意見書を添付しなければならないこととするので、消防長又は消防署長は、次のように取り計られたいこと。

ア 意見書の交付申請は、意見書交付申請書（別記様式1）にホテル業又は旅館業の登録申請書の写しを添付して行なわせること。

イ 交付申請を受けた場合には、消防法令は防火安全上の最低の基準であることにかんがみ、厳正にその適合性の判断をすること。この場合における適合性の判断は、添付された書類によってのみ行なうではなく、現場査察を行ない、また、必要に応じ、資料の提出を求めてよく実態を把握したうえで行なわれたいこと。

当該旅館ホテルが消防法令に適合している場合には意見書（別記様式2）を交付するものとし、適合し

ていない場合には意見書を交付できない旨をその理由とともに文書で交付申請者に回答されたいこと。

国際観光ホテル整備法施行規則第4条に規定する施設又は設備の変更の届出においても、消防長又は消防署長の意見書を添付させることとなっている。この場合においては、意見書交付申請書（別記様式3）に

(7) ホテル又は旅館の施設又は設備の変更の届出書の写し

(4) 登録部分を示す図面の写し並びに当該変更を示す図面の写し及び写真を添付して行なわせ、変更に係る施設又は設備のみならず、ホテル又は旅館全体について、登録の場合と同様に判断し、適合しているときは、意見書（別記様式4）を交付されたいこと。適合していないときは、申請者に交付できない旨回答するには、登録に係るときと同様であるが、同時に、所轄陸運局に対し、当該旅館又はホテルが、消防法令に違反することとなつた旨通知されたいこと。

なお、これらの意見書の交付については、手数料は徴収できること。

(2) 国民旅館の指定申請

旅館ホテル防火安全対策連絡協議会の了解事項には含まれていないが、厚生省と協議した結果、国民旅館の指定申請についても、消防機関の意見書を添付させることとるので、消防長又は消防署長は、意見書交付申請書（別記様式5）に国民旅館指定申請書の写しを添付した申請を受け、(1)と同様に調査し、当該旅館が消防法令に適合していると認める場合には、意見書（別記様式6）を交付すること。

(3) 旅館業の許可の差し止め

旅館営業開始前のものについても火災予防条例による使用開始前の届出等により営業施設が完成したことを把握して、査察を行なっているところであるが、消防法令で義務づけられている消防用設備等を設置していない旅館については、旅館業法による許可を控えるよう厚生省と協議が整ったので、当該査察の結果を別記様式7により所轄保健所を経由して都道府県知事に通知されたいこと。

使用開始前の届出のないものについては、保健所が、旅館業法の許可をする前の現場調査をするときは、その旨消防機関に連絡があることになっているので、連絡を受けたときには、同時にあるいはすみやかに査察を実施してその結果を保健所に通知されたいこと。

(4) 融資についての指導

消防機関が消防用設備の改善について出した命令書

又は勧告書の写しをもって別添了解事項の厚生省関係2における消防機関の意見書とするので、中小規模(資本金若しくは出資金の総額が1,000万円以下又は常時使用する従業員が50人以下)の旅館ホテルの関係者に消防用設備の不備の改善を求めるときには、環境衛生金融公庫の低利融資制度があること及びその融資の申請をするときには命令書又は勧告書の写しを添付すべきことを言い添えること。

- (5) 上記(1)~(4)の意見書の交付等の措置は、昭和44年2月1日から行なうこと。

2 査察における関係行政機関との協力

査察については、さきに消防庁長官通達(昭和43年12月6日付消防予第249号)及び予防課長通達(昭和43年12月2日付消防予第266号)により、関係行政機関と緊密な連携をとつて行なうよう要望したところであるが、今回の協議会においても特に強調された点であるので、今後前記通達による査察にかぎらず、関係行政機関とくに建築行政機関とよく連携を保つて、防火安全の確保に努められたいこと。

3 消防法令等に違反している旅館に対する措置

関係行政機関への通知

消防法令等に違反することとなった旅館について、必要に応じ、消防法第5条、第17条の4の規定による命令措置を講ずべきはもとより、防火に関する建築基準法その他の法令に係る違反についても、建築行政機関へ通知しつつ措置の要請をすべきことはいうまでもないが、次の関係行政機関等においても違反是正をはかる努力をすることとなっているので、これらにも法令違反の旨通知されたいこと。

- (1) 都道府県知事(所轄保健所を経由)
- (2) 国際観光ホテル整備法による登録旅館ホテルにあっては、所轄陸運局
- (3) 国民旅館にあっては、国民旅館指導センター支部長なお、運輸省において宿泊関係業者団体(日本観光旅館連盟、国際観光旅館連盟、日本ホテル協会)に対し、法令に違反している会員について除名、改善の勧告等の自主的制裁措置をとるよう指導することとなっているので、当該団体にも通知することが望ましいこと。

消防行政はいかにあるべきか

火災予防に、その鎮圧に全力投球の全国消防人の努力にもかかわらず、火事は年々歳々増加し、最近では火災による死傷者が激増していることは遺憾の極みである。

勿論この現実は消防人のみの責任ではなく国民全体の責任であり、その理由は種々考えられるが、その一つとして、果して消防行政が徹底して国民の間に浸とうしているだろうか、という問題があげられる。

例えば、消防機関が国をあげて行なっている春秋の火災予防運動も、果して国民全体がその趣旨を理解し、関心をもっているだろうか。

あるいは、なにか大事故が発生すると声を大にして、設備を改善しろ、訓練をやれと指示するが、その結果はただお茶をにごすという程度に終ってはいないだろうか。

なにかかけ声ばかり大きくて核心に触れない、いわゆる空念仏に終始しているという感をうけるのである。

昨年有馬のホテル火災で記録的な死傷者を出し、消防当局はもとより、関係機関も積極的にこの問題とりくみ、消防用設備の適否を検査、指示し、避難、消火訓練もやかましく指導したにもかかわらず、またまた磐光ホテルの大惨事である。

しかもあの磐光の大火は起るべくして起ったといつても過言ではないくらい条件がそろっている。

その施設は有馬と同じように、継ぎたし継ぎたしで独立であるべき建物が一連の建物となり、その上出火原因が、舞台で使用していたタイマツの火、ということにおよんでは、あいた口が塞がらない。一休会社も、行政当局もどう考え、どうしていたというのだろう。

磐光のタイマツショーは全国にPRがゆきとどき看板ショーであったらしい。それを地元の消防機関が知らない筈がない。とすれば、まあまあという放任主義があの惨事を招く一つの要因ともいえるのではないか。

どの場合でも異口同音にでてくることは、「何回も指導し、警告し、そして改善命令をだしていたが、指示どおりしていなかった」ということである。そしてそのうらには、数十名し多い犠牲者がでているのである。

この際消防当局は、悪質業者に対しては、指導の域を脱して、取締りに徹してはどうだろうか。そのためには法の整備も必要であり結構であるが、現行法でも、防火対象物の使用禁止、工事の中止を命ずることができる筈である。

なまぬるい指導オンリーでは、余りも一般市民のうける犠牲が大き過ぎはしないだろうか。国民のなっとくする消防行政を要望し、市民の不安を一掃してもらいたいものである。

建築基準法施行令一部改正

人命尊重を第一 防火区画、内装制限を

〔改正要旨〕

一 大規模建築物の防火区画等に関する基準の整備

第1 防火区画に関する基準

- 1 防火区画の設置に関して基準とする延べ面積及び床面積については、その算定にあたって当該面積から控除できる部分の床面積（自動式のスプリンクラー設備、水噴霧消火設備等を設けた部分の床面積）の限度を当該部分の床面積の2分の1とするものとする。
- 2 地階又は3階以上の階に居室を有する建築物については、階数が2以上の住戸の部分、吹抜きとなっている部分、階段の部分等とその他の部分との間に防火区画を設けなければならないものとする。ただし、避難階の直上階又は直下階のみに通ずるもので防火上支障がない場合は、この限りでない。
- 3 防火区画に用いる甲種防火戸又は乙種防火戸は、隨時閉鎖することができ、かつ、火災時に自動的に閉鎖する等の構造を有しなければならないものとする。

第2 防火壁に関する基準

防火壁に設ける甲種防火戸は、隨時閉鎖することができ、かつ、火災時に自動的に閉鎖する等の構造を有しなければならないものとする。

二 特殊建築物等の避難施設に関する基準の整備

第1 適用範囲

- 1 階数が3以上である建築物又は延べ面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物については避難施設に関する基準の適用があるものとする。

2 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が2又は3であるものの出入口が1の階のみにあるもので避難上支障がないものについては、当該住戸の出入口のある階以外の階は当該出入口のある階にあるものとする。

第2 2以上の直通階段の設置基準

2以上の直通階段を設けなければならない場合においては、居室の各部分から直通階段に至る通常の歩行経路の少なくとも2分の1は重複しないよう配置しなければならないものとする。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

第3 避難階段及び特別避難階段に関する基準

- 1 地下2階以下の階に通ずる直通階段は避難階段又は特別避難階段とし、地下3階以下の階に通ずる直通階段は特別避難階段としなければならないものとする。
- 2 階段室等の屋外に面する壁に設ける開口部は、階段室等以外の当該建築物の開口部並びにその壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離に設けなければならないこと等とするものとする。
- 3 階段に通ずる出入口等に設ける甲種防火戸又は乙種防火戸は、隨時閉鎖することができ、かつ、火災時に自動的に閉鎖する等の構造を有しなければならないものとする。

第4 避難階における屋外への出口に至る歩行距離に関する基準

避難階における居室（避難上有効な開口部を有するものを除く。）の各部分から屋外への出口の1に至る歩行距離は、当該居室の各部分から直通階段に至る歩行距離の数値の2倍以下としなければならないものとする。

三 特殊建築物等の内装に関する基準の整備

第1 適用範囲

ホテル、旅館等建築基準法（以下「法」という）別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物で当該用途に

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
斎田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル（株）
ヤマト消火器（株）

代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

供する3階以上の部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものについては内装の制限に関する基準の適用があるものとする。ただし、床面積の合計100平方メートル以内ことに防火区画が設置されている部分の居室については、この限りでない。

第2 内装の制限に関する基準

- 1 劇場、ホテル、百貨店等法別表第1(4)欄(1)、(2)及び(4)項に掲げる用途に供する建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料又は準不燃材料でしなければならないものとする。
- 2 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する建築物の当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料又は準不燃材料でしなければならないものとする。
- 3 高さ31メートルをこえる建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料又は準不燃材料でしなければならないものとする。
- 4 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等で自動式のもの及び建設大臣の定める基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、前3項の規定を適用しないものとする。

四 地下街の各構えに関する基準の整備

第1 地下道に関する基準

地下街の各構えは、新たに次の各号に該当する地下道に接しなければならないものとする。

- 1 壁、柱、床、はり等は建設大臣が定める耐火性能を有すること。
- 2 天井及び壁の内面の仕上げは不燃材料でし、かつ、その下地は不燃材料で造ること。
- 3 建設大臣の定める基準に適合する非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備を設けていること。

第2 地下街の各構えに関する基準

- 1 地下街の各構えは、他の各構え及び地下道と耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならないものとする。
- 2 地下街の各構えは、建築物の11階以上の部分とみなして防火区画に関する基準を準用するものとする。
- 3 地下街の各構えの居室の各部分から地下道への出入口の1に至る歩行距離は30メートル以下でなければならないものとする。
- 4 地下街の各構えに関する基準については、条例でこれらの定めと異なる定めをすることができるものとする。

五 水洗便所の屎尿浄化槽に関する構造基準の整備 (略)

六 冷暖房設備の風道、給水管、配電管その他の管に関する構造基準の整備

- 1 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物に設ける換気、暖房若しくは冷房の設備の風道又はダストシュート、メールシュートその他これらに類するものは、不燃材料で造らなければならないものとする。ただし、ダストシュート、メールシュートその他これらに類するものの屋外に面する部分については、この限りでない。
- 2 給水管、配電管その他の管が防火区画、防火壁等を貫通する場合においては、当該給水管、配電管その他の管の貫通部分及び当該貫通部分から1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造らなければならないものとする。ただし、耐火構造の床、壁等で区画されたパイプシャフト、パイプラクトその他これらに類するものの中にある部分等については、この限りでない。

七 その他の規定整備

その他関係規定の所要の整備をするものとする。

八 施行期日

この政令は、昭和44年5月1日から施行するものとする。

おそろしい火花から職場を守ろう！

消防用設備綜合商社

ベアロン
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

本
埠
支
社
大阪
營業
所
西野
田營業
所
北
營業
所

大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941・(351) 4533
埠市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188-9・9261-2
大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5 6 3 6 - 8
大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163・(462) 5619
大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4 1 4 7 · 4 1 8 5

空中消火の実用化

消防庁で開発すすむ

飛行機から消火薬剤を散布して、大火を一挙に鎮圧するというのは、2、30年前は空想映画か、まん画いでてくるシーンであった。

しかし今や空中消火法は現実の問題として、これが実用化に開発が進められ、数年後には航空消防隊が空中より消火剤を投下して消火するということになろう。

米国ではあの広大な地域の国情から、しかも山林火災の特殊性から、早くから空中消火について検討していたが、1956年頃より航空機による消火をはじめ、現在では山林火災には可成り実用化されているようである。又、1966年にはニューウエストミンスター市の工場火災にマーチン4発飛行艇を出動させ放水消火、1968年にはワシントン州の農業倉庫火災にP V 4 Y型4発機で消火剤を投下して消火した、という事例が報告されている。

わが国では消防研究所を中心になって、1964年より実験に入った。その年6月18日、新潟地方に発生した地震で、昭和石油KK精油所の石油タンクが大火災となり、これが消火に際し米軍が航空機より消火弾を投下するとの希望的情報が流れたが、誤報か実現しなかった。

翌1965年、北海道室蘭港におけるノルウェーのタンカーフ火災に、米軍ヘリコプターが出動し、空中から泡並びにC B液を放射したが実験的段階をまぬがれなかった。

そして昨年暮、すなわち11月25日から12月6日まで、消防庁では自衛隊の協力のもと、岐阜県各務原市、川崎航空飛行基地で、大型木材クリップ（木材片を井桁状に積み重ねた燃焼体）模擬火災と模擬家屋火災の消火実験を行った。

実験に使用したヘリコプターは、タンデム双ローター式3トン積載機で、消火剤放出用タンクは、ナイロンゴム製、懸垂式、容量3000ℓのもので、放出孔は如露型多孔式とし、30秒～1分で全量放出できるように装置された。実験は木材クリップ、模擬家屋火災に対し、その直上のヘリコプター薬剤タンクを吊り、約40m上より放射して消火した。

一般に懸念される火災直上でもヘリコプターの飛行には障害なく、命中率もタンクを下方まで下げることにより案外うまくいった。

実験結果は目下集録検討されているが、今後の課題としては、①ヘリコプターでは飛行距離が短いこと、②積載量のもっと大きい機種を選びたいこと、③水性消火剤だけでなく、石油基地やタンカーフ火災を想定し泡消火剤の放射といったことがあげられている。

最近の通達

ホルマリンの規制について〔兵庫県〕

1 ホルマリンは、ホルムアルデヒド分何パーセント以上、メタノール何パーセント以上のものが危険物に該当するか。

2 該当するとすれば、引火点により石油類として規制すべきか。

〔消防庁回答〕

1 第4類に該当するホルマリンは、ホルムアルデヒド及びメタノールの含有量が、それぞれ37.5%（重量）及び13%（重量）をこえる水溶液とする。

2 引火点により石油類として規制する。

製造所等における線入ガラス〔埼玉県〕

危険物製造所等に用いるガラスに、線入ガラスを使用してもよいか。

〔消防庁回答〕

線入ガラスは、政令第9条第8号に規定する網入ガラスと同等の効力を有するものと認めて差支えない。

〔参考資料〕線入ガラスは、網入ガラスの網に代えてガラスの中に金属線を一定方向に並べて入れてある板ガラスで、照合のものは建築基準法施行令第110条第2項第6号に定める乙種防火戸材に認定されているものである。

地下タンク貯蔵所における人工軽量砂〔埼玉県〕

政令第13条第2号によればタンク室には乾燥砂を用いることになっているが、別添人工軽量砂を乾燥砂とみなして支障ないか。〔資料省略〕

〔消防庁回答〕

さしつかえない。

〔参考資料〕人工軽量砂とは、良質の膨脹性頁岩を粉碎して高温で焼成し、人工的に砂にしたものでその性状は次のとおり。

（比重及び吸水）

	粒径	単位容積重量	見掛け比重	吸水
細骨材	5mm以下	1.00ton/m ³	1.62	10%
粗骨材	5～20mm	1.75ton/m ³	1.25	8%

（化学分析）

SiO ₂	66.7%
Al ₂ O ₃	16～18%
Fe ₂ O ₃	4.6～5.6%
CaO	2.0～4.0%
MgO	1.6～2.8%
Na ₂ O	1.5～1.7%
K ₂ O	1.6～2.8%

質疑応答欄

大型消火器の規格は

〔質問〕危険物関係の法令では第4種消火設備（大型消火器）、第5種消火設備（小型消火器）と分類していますが、大型と小型の基準が明確に示されていません。この点詳しく述べてもらいたい。

〔回答〕第5種消火設備については規則第31条により、同別表に定められているので、消火器の容量、又は重量によりその能力単位を知ることができます。

大型消火器については定めていませんので、昭和39年9月17日、自治省令第27号による『消火器の技術上の規格を定める省令』第2条及び第9条に規定されているのでこれを準用します。

〔消火器の技術上の規格を定める省令第2条〕（能力単位）消火器は、第3条又は第4条の規定により測定した能力単位の数値が1（自動車用消火器にあっては、0.5）以上でなければならない。ただし大型消火器で、A火災（消防法例表に掲げる第4類の危険物及び消防法施行令別表第2の第4類の準危険物の火災以外の火災をいう）に適応するものにあっては10以上、B火災（第4類の危険物及び第4類の準危険の火災）に適応するものにあっては20以上でなければならない。

〔同省令第9条〕大型消火器に充てんされた消火剤の量は、水消火器又は泡消火器にあっては80立以上、強化液消火器にあっては60立以上、蒸発性液体消火器にあっては20立以上、炭酸ガス消火器にあっては22キログラム以上、粉末消火器にあっては20キログラム以上でなければならない。

以上の規格に該当する大型消火器で在阪メーカーの市販品を紹介すると次のとおり。

ヤマト消火器㈱ 製品→泡100型、200型、粉末50型、100型、150型、200型、ABC粉末50型、100型、150型、200型、CO₂50型

櫻初田製作所 製品→泡100型、200型、粉末50型、100型、150型、200型、ABC粉末50型、100型、150型、200型、強化液60型

森田ポンプ㈱製品 泡100型、粉末50型、100型がある。

重油は第2石油類か

〔質問〕消防法別表の備考によると重油は第3石油類となっていますが、最近重油は必ずしも第3石油類ではない、第2石油類に該当するものもあるということを聞きましたが、法令の改正でもあったのでしょうか。

〔回答〕重油は日本工業規格（JIS）によりますと

1種1号、2号	引火点60°C以上
2種	〃 60°C以上
3種1号、2号、3号、4号	〃 70°C以上

となっています。いわゆる1種、2種重油では引火点が60°C～70°Cのものもあるわけです。

一方、消防法では石油類を引火点により21°C以上70°C未満のものを第2石油類、70°C以上のものを第3石油類と分類していますので、例え重油であっても引火点が70°C未満であれば第2石油類に該当するわけです。

しかし一般に市場に出ている重油の殆んどは、その引火点は70°C以上ありますから、消防法別表備考の第3石油類の品名例示の中に重油もあげおり、なにも重油は第3石油類だという意味の規定ではありません。

刊行物案内

危険物関係早見法令集	¥ 140
(4月から)	¥ 200
危険物施設早見図解	¥ 500
危険物理化学（乙種用）	¥ 150
試験問題集（乙種4類用）	¥ 160



新しい時代に
マッチした
ニュータイプの消火器

ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は…

大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701(代)



炭酸ガス消火装置作動

3名窒息死する

2月2日午後1時30分頃、愛知県T自動車会社、研磨風どう内で作業中の工員が吹き出した炭酸ガスで窒息死した。

同風どうは直径1.5m、長さ50mの研磨排風用のもので、内部に火災報知設備連動炭酸ガス消火装置が設備されていた。当日バフ屑等の清掃のため作業中に消火装置が作動してガスが風どう内に充満したもので、せまい風どう内のこととて脱出に遅れ窒息した。作動原因については調査中であるが、ガレージ等でも同様な条件になる場合が多く、その保守管理、ガス噴出時の処置に注意すべきである。

府下消防署危険物担当者懇談会

府連合会では、1月16日午前11時より午後4時迄、同事務局で、府下ブロック別消防署の危険物担当者の御参集を得、懇談会を催した。

出席者は▷大阪府消防救助課予防係長 杉山吳氏 ▷大阪市消防局指導課安全係長 米谷重雄氏 ▷東大阪市消防本部予防課指導係長 早田紀夫氏 ▷枚方寝屋川組合消防本部予防課長 前田芳男氏 ▷豊中市消防本部危険物係長 森本忠夫氏 ▷高槻市消防署予防係主任 土井栄治氏 ▷岸和田市消防署保安係長 田中照雄氏 ▷河内長野市消防署予防係主任 林 武司氏 ▷大阪市危険物品協会 松村光惟氏

懇談内容については次のとおりで、なお引き続きこの種懇談会を開催する予定である。

- ・移動タンクや販売取扱所の取扱主任者は、取扱品名も限定され、取扱内容も単純であるから現行試験基準とは別途に専用免状をつくるべきである。
- ・タンク類の水張、水圧検査は現行の設置地での検査を改め、製作地でその地元消防機関で検査できるように改正すべきである。

- ・二市以上にまたがる危険物施設の取扱いについては、国の方で行政指導の明確な線を出してもらいたい。
- ・災害事例の速報を相互間に、又は府より各消防機関に連絡し、災害予防対策の万全を期したい。
- ・附属タンク（製造所）の定義についても大阪市は内規をきめているが、行政の公平という面からみて、当然国の方でその基準を定めるべきである。
- ・小量タンクの水張、水圧検査は、大阪市、東大阪市においては原則的に業者の実施したものと認めている。他市では一応消防機関が、その検査に立ち会っている。

標示板等案内

危険物製造所等 鉄板ホーロー製	¥ 400
火気厳禁等	¥ 400
夜間運搬用「危」	¥ 600
運搬用旗	¥ 70

人事異動 東大阪市消防本部では、1月25

東大阪市

日で署長級を含む人事異動を発令した。幹部並に予防係は次のとおり。

▷本部予防課長事務取扱 本部次長 藤大脇利哉 ▷本部監察担当主幹 司令長 武田正信（警備課長）▷本部人、教課長 司令長 山本盛（企、教課長）▷本部警備課長 司令長 西村和（本部予防課長）▷西署長 司令長 山口好三（中署長）▷中署長 司令長 横田勢二（西次長）▷西次長 任司令長 塚田正男（本部司令）▷本部人、教課主幹 志賀豊（西署長）▷本部予防課長代理 司令官田一雄（東次長）▷東次長 任司令官 早田紀夫（本部指導係長）▷本部予防課主幹 任司令官 神田宗市（本部予防係長）▷本部指導係長 元芳好雄（中署係長）

消防本部では、署長角田兼太郎氏退職に伴い後任人事を発令した。

箕面市

▷任司令、命消防長心得兼消防署長 祝勝巳 泉南市消防本部でも、署長酒井正春氏退職により新署長に松本氏を任命、予防担当山口氏が司令補に昇進した。

泉南市

▷任司令長 命消防長兼署長 松本和也

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

